

2026 年 7 月 29 日

各位

株式会社 USEN Camera Solutions

「令和 8 年熊本地震」の被害に伴う支援措置について

このたび、7 月 28 日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、地震により災害救助法が適用された地域のお客様を対象に、以下の支援措置を実施します。

当社提供サービスの料金等の支援措置

（１）当社ご提供サービスの基本料金の取扱いについて

避難指示・避難勧告等によってサービスを利用できなかったお客様に対して、お客様からのご申告により利用できなかった期間のサービス料金等を減免します。

（２）ご利用料金の支払い期限延長

被災されたお客様によるお申し出があった場合、基本料金等の支払期限を一定期間延長します。

（３）被災により当社機器の修理・交換等の費用の取扱いについて

被災により、当社機器の修理・交換等が必要になったお客様に対して、修理・交換等に要する費用を減免します。

[注]

※2026 年 7 月 28 日時点の災害救助法適用地域は、熊本県内 10 市 10 町 1 村です。今後、災害救助法適用地域の拡大があった場合は、支援措置の適用地域を拡大します。災害救助法適用地域の詳細および最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

被災地域の皆様の安全確保、そして一日も早い復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げます。

【お問い合わせ・ご連絡窓口】

フリーダイヤル：0120-117-440

受付時間：9:00～22:30（年中無休）

上記番号をご利用いただけない場合は、03-5548-2006（有料）へおかけください。